

町田市街路灯管理計画



2026年3月

町田市 道路部

目次

第1章 計画策定の背景と目的	1
1.1. 背景と目的	1
1.2. 計画体系	1
1.3. 計画期間	2
第2章 対象施設の概要	3
2.1. 対象とする施設	3
2.2. 対象となる施設の数	4
第3章 長寿命化に向けた基本方針	5
3.1. 予防保全型維持管理への転換	5
3.2. 健全度の把握	6
3.2.1. 点検の種類と対象	6
3.2.2. 点検の方法	6
3.2.3. 点検の流れ	7
3.2.4. 健全度の把握	7
第4章 定期点検の実施と評価	9
4.1. 定期点検の目的	9
4.2. 定期点検の考え方	9
4.3. 定期点検の実施と評価	10
4.3.1. ①調査	10
4.3.2. ②調査	10
4.3.3. 定期点検の頻度	10
4.3.4. 健全度の評価	13
第5章 計画の実施による効果	14
5.1. 計画の実施による効果	14
5.1.1. 道路通行の安全性や信頼性の確保	14
5.1.2. コスト縮減	14
5.2. 予防保全型による修繕時期の考え方	15
第6章 今後の取組	16
6.1. 持続可能な管理体制の確立	16
6.2. 新技術の活用を目指して	16

第1章 計画策定の背景と目的

1.1. 背景と目的

町田市は、1958年2月の市政以降、都心部への急激な人口流入の受け皿として、郊外都市としての発展を続けてきた。市の人口も、1970年には市政時と比較し人口が約3倍に増加するなど、急速な市街化に合わせ、道路網の発展も目まぐるしく、道路資産の量が急増した時期といえる。

町田市の街路灯の多くは、この高度経済成長期に集中的に建設された道路に合わせて整備されており、今後、老朽化の進行や、維持管理等に係る費用の増加が懸念されることから、計画的な維持管理が課題となっている。

街路灯は、町田市内で約31,600基あり、市民の身近にある道路施設である。そのため、計画的な維持管理を実現し、構造物の健全性を維持し続けることが重要である。

全国的に道路上の街路灯が、劣化のため、倒れる事故が発生している。このような事故を未然に防ぐための取組が必要である。

そのため、これまでの事後保全型維持管理から、点検により健全性を把握するとともに損傷が大きくなる前に修繕を行い、施設の長寿命化とコスト縮減を図る予防保全型維持管理に転換し、安全に、安心して通行できる道路環境を構築することを目的として、『町田市街路灯管理計画』（以下「本計画」という。）を策定する。

1.2. 計画体系

本計画は、町田市道路資産管理基本計画（2007.3）に示す、その他施設の1施設であり、具体的な対応方針を定める計画として、個別計画を定める。

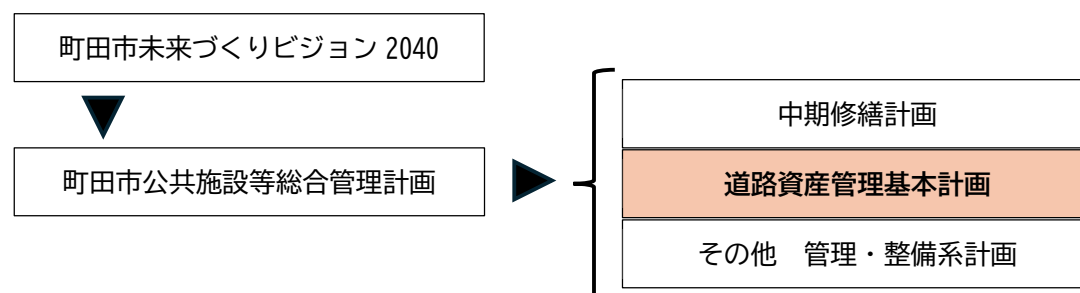


図 1.1 計画の体系

1.3. 計画期間

2026年度から2055年度までの30年間とし、5年ごと（5地区の定期点検完了後）の見直しを基本とする。

町田市公共施設等総合管理計画（基本計画）における都市インフラ施設の
基本的な考え方（基本方針）より抜粋

安全・安心の確保
を最優先とした維持
管理

都市インフラ施設の機能停止や破損・破壊は市民生活に重大な影響を及ぼすだけでなく、人命の危機に関わる事態を引き起こしかねません。市民がいつでも安心して活動し、生活できるよう、安全・安心の確保を最優先に都市インフラ施設の維持管理を進めていきます。

維持管理の徹底し
た効率化と財政負
担の平準化

あらゆる手法を用いて、維持管理にかかる費用を圧縮または生み出します。また、単年度にかかる費用を出来る限り平準化して財政負担の軽減化を図っていきます。

第2章 対象施設の概要

2.1. 対象とする施設

本計画の対象施設は、町田市道路部が管理する街路灯のうち、大型単独型、大型共架型、小型単独型及び小型共架型の4種類とし、本計画に基づき計画的に点検・修繕を行う施設は、大型単独型、大型共架型及び小型単独型の3種類とする。

街路灯は「灯具」（頭の部分）とそれを支える「柱やアーム等※」で構成されており、本計画の対象は、「柱やアーム等」とする。

※「柱やアーム等」の中には、アームと電柱をつなぐバンドや電源装置等を含む

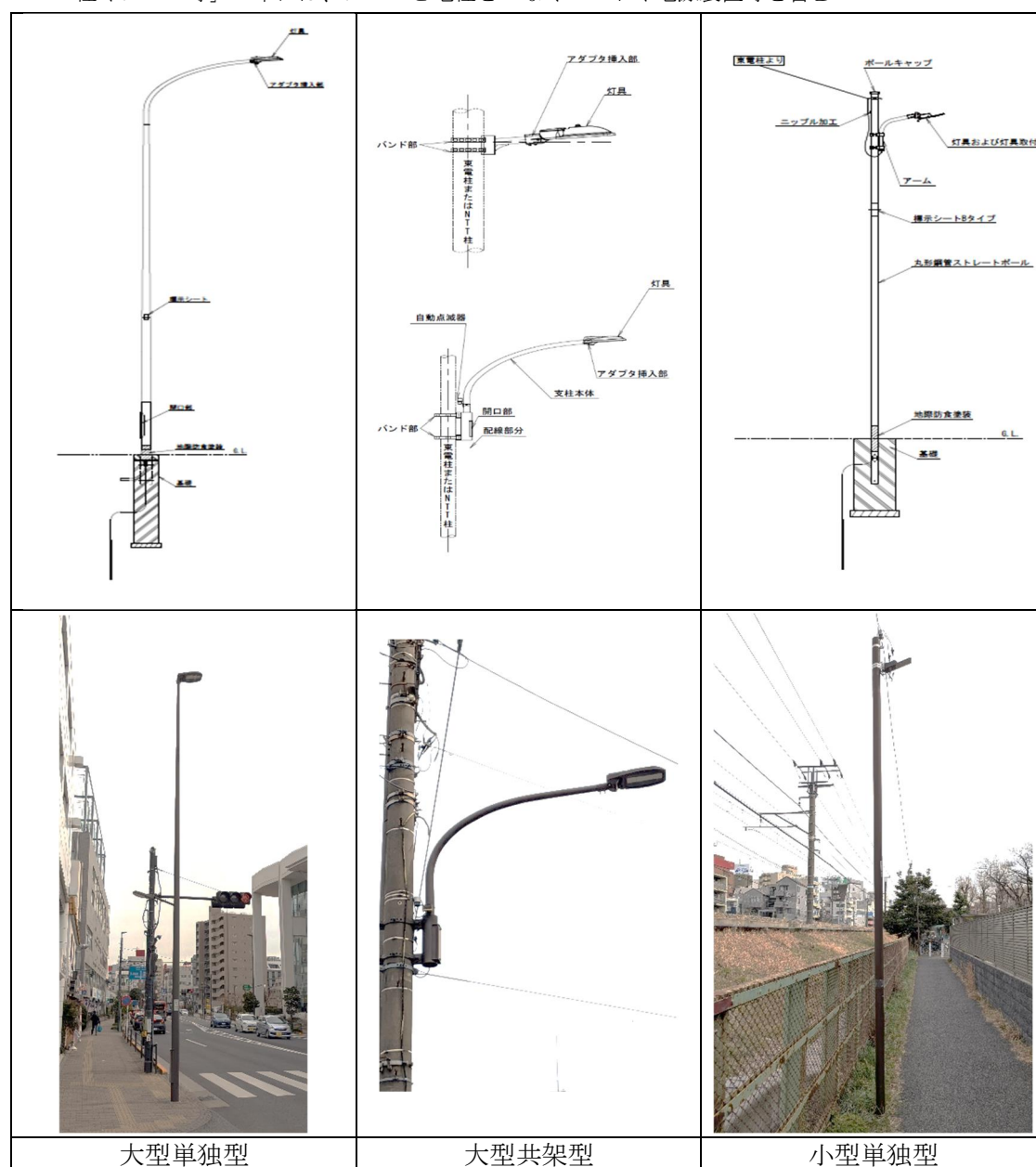


図 2.1 対象施設の代表的な形式

2.2. 対象となる施設の数

本計画の対象基数は次のとおりである。小型共架型施設を除く施設について、定期点検の対象とし、小型共架型施設の管理は、職員の日常的な現場調査等の折に目視点検をする等、異常の把握に努めることとする。

施設種類	基数	点検対象
大型単独型	約 1,900 基	定期点検
大型共架型	約 1,900 基	
小型単独型	約 2,800 基	
小型共架型	約 25,000 基	日常点検

表 2.1 対象基数 (2026 年 3 月現在)

第3章 長寿命化に向けた基本方針

3.1. 予防保全型維持管理への転換

街路灯の損傷・老朽化が進行した場合、施設の修繕が必要となり、更に修繕ができない状態まで劣化が進行していた場合には、撤去や更新（布設替え）が必要となる。これらの対応には多くの事業費（予算）が必要となるほか、事業規模によっては長期の工事期間や交通規制を伴う工事が必要となるなど、市民生活や社会経済活動等に大きな影響が及ぶ可能性がある。

本計画策定以前は、損傷が深刻化してから修繕などの対応をする「対症療法的維持管理（＝事後保全型）」としていたが、本計画策定以後は、定期的な点検の実施と、損傷が深刻化する前に点検・修繕を行う「予防保全型維持管理」へ管理方法を転換することで、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減化を目指すこととする。

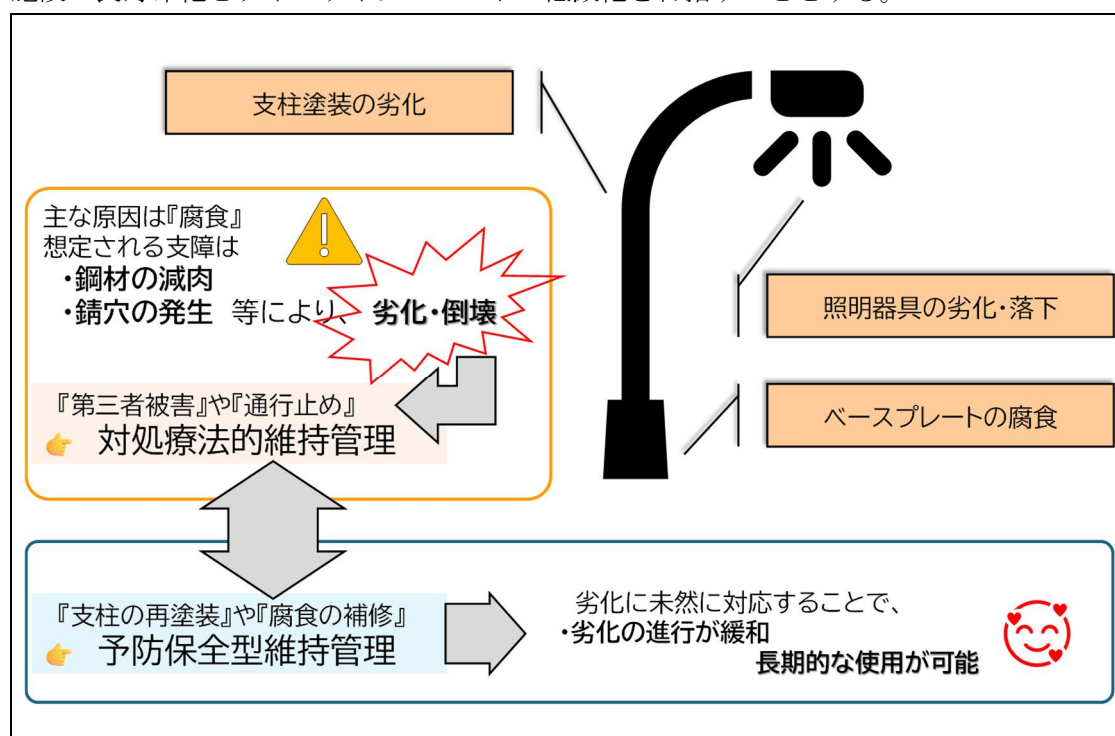


図 3.1 予防保全型維持管理のイメージ

3.2. 健全度の把握

3.2.1. 点検の種類と対象

本計画において、点検とは日常点検、定期点検、緊急点検の3種類に分類する。

名称	対象	点検時期（頻度）	点検方法
日常点検	小型共架型（約 25,000 基） 及び定期点検対象街路灯	通年	外観目視
定期点検	大型単独型（約 1,900 基） 大型共架型（約 1,900 基） 小型単独型（約 2,800 基）	5年に1回	①スクリーニング調査 ②詳細調査
緊急点検	町田市地域防災計画で指定された緊急輸送道路のうち市道として認定されているもの及び同啓開道路	都度	

表 3.1 街路灯点検の種類(基数は 2026 年 3 月現在)

3.2.2. 点検の方法

本計画における街路灯点検に関する点検方法は、次の方法によることを基本とする。なお、市民等からの通報による場合は、速やかに現地確認を行い、必要な措置（応急的な修繕）を講じることとする。

(1) 日常点検

外観目視による調査は、街路灯の変状や異常（以下、「変状等」という。）を道路部職員が、日常的な現場巡視、打合せ等外出時における外観目視診断を行い、亀裂や破断、変形、傾きなどの変状等を目視により把握する。変状等を発見した場合は、町田市公式 LINE アカウントによる不具合の報告や、街路灯担当職員への報告など必要な措置を行い、街路灯担当職員による現地調査の実施に向けた調整を行う。

(2) 定期点検（① スクリーニング調査）

①スクリーニング調査（以下、「①調査」という。）は、委託業務受託者による外観目視又は近接目視による調査を基本とする。評価方法は、「街路灯の点検における判断基準」（町田市道路部道路維持課 2026 年 3 月）に基づき実施する。

①調査により変状等若しくはその疑いを確認した場合は、記録を残し、②詳細調査の対象とする。

(3) 定期点検（② 詳細調査）

②詳細調査（以下、「②調査」という。）は、①調査の結果、変状等若しくは変状の疑いを確認した街路灯に対して、より詳細に状況を把握するため調査を行う。②調査の実施に際しては、高所作業車などの機材を使用し、調査を行う。また、調査時に措置を講じることで健全な状態を持続できるものについては即時に措置を実施する。修

繕や修繕で対応することが適切でない街路灯については布設替え等の計画を立案し、対策を講じることとする。

②調査による対応の結果は、記録を残し、次回調査時の基礎情報として適切に保管・管理を行う。

(4) 緊急点検

緊急点検は、大規模地震や風水害、交通事故などの発災時に街路灯の点検を行う。緊急点検は、町田市地域防災計画に定めた緊急輸送道路（市道に限る）及び啓開道路を対象として行うことを基本とし、道路啓開と共に行うものとする。ただし、交通事故に伴う緊急点検は、交通管理者など関連する機関と連携し、適切に実施することとする。

3.2.3. 点検の流れ

点検の実施に際しては、図 3.2 のフローによるものとする。

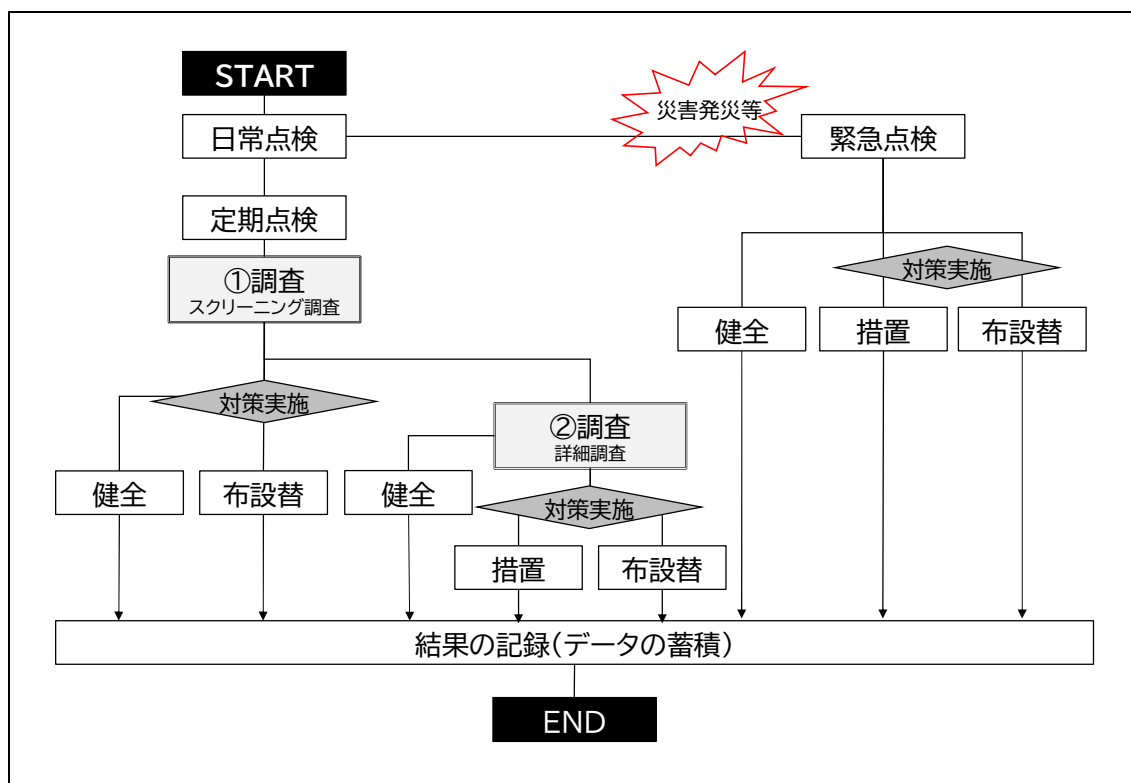


図 3.2 点検の実施フロー

3.2.4. 健全度の把握

点検により確認した結果については、「小規模構造物点検要領（平成 29 年 3 月国土交通省道路局）」、「附属物（標識、照明施設等）点検要領（令和 6 年 9 月国土交通省道路局国道・技術課）」、「街路灯の点検における判断基準」（町田市道路部道路維持課 2026 年 3 月）

等を用い、施設の状態を把握し、健全度の判定を行う。

街路灯の健全度は、点検結果を踏まえ、次の4つの判定区分により判定する。

判定区分		状態	判定の基準	健全度
I	健全	構造物の機能に支障がなく、初期状態をほぼ維持している状態	異常なし	1
II	予防保全段階	構造物の機能に支障は生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態	鋼部材のサビ・塗膜剥がれ・変形、ボルトの緩み等	2
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、安全性の確保のため早期に措置を講ずべき状態	鋼部材のサビ・塗膜剥がれ・破断・折損等	3
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、安全性の大幅な低下、早急な更新が必要な状態	構造に穴あき倒壊 倒壊の可能性	4

表 3-2 施設の判定区分と健全度

第4章 定期点検の実施と評価

4.1. 定期点検の目的

定期点検は、街路灯を適切に管理する最も重要な事項であり、市では5年ごとに施設に近接して行う点検である。

定期点検により健全度を把握し、機能低下の原因となる損傷や変状を早期に発見し、第三者被害を防ぐとともに、補強・補修計画や予算化、ライフサイクルコスト算出等維持管理に関する基礎データを得ることを目的とする。

4.2. 定期点検の考え方

定期点検は、表 3.1 のとおり、点検頻度を5年に1度の実施となるよう、市内を5地区に区分し実施する。

定期点検は、変状把握のふるい分けを行う①調査と、①調査により抽出された変状等の可能性のある街路灯を対象とした②調査の2段階で点検を行うことで、②調査が必要な街路灯の総数を適正化し、コストを低く抑えながら点検や修繕を行うこととする。

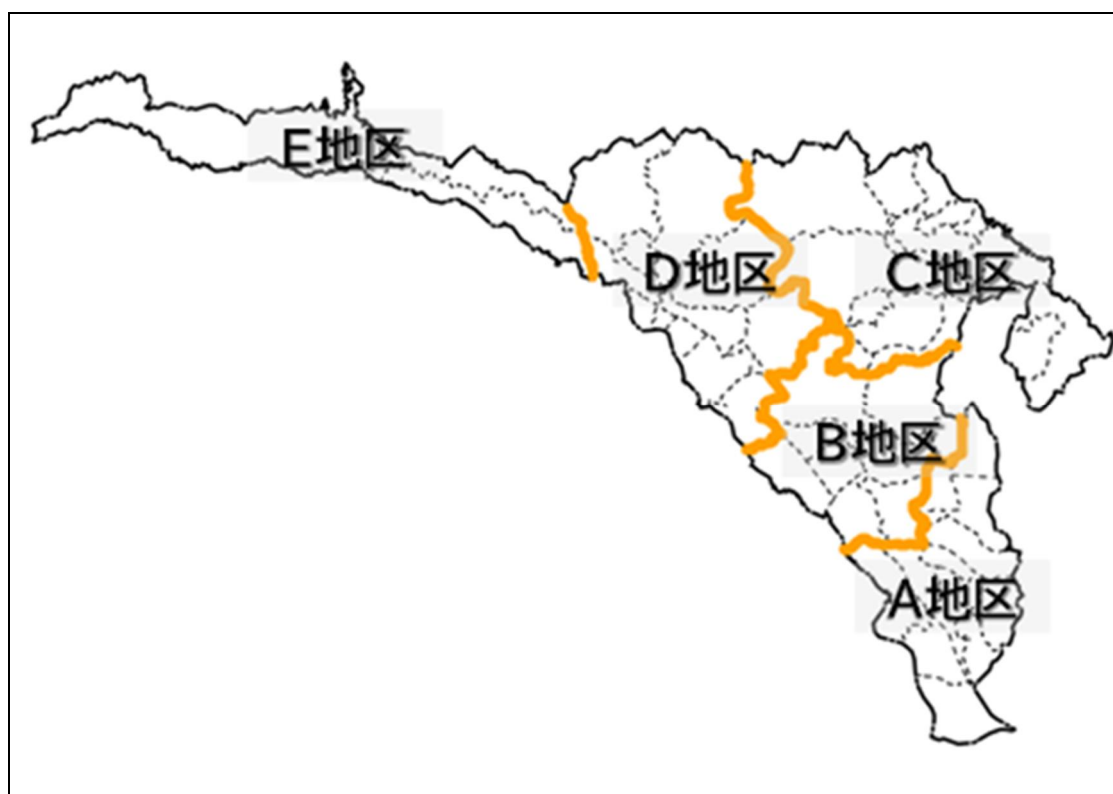


図 4.1 定期点検の範囲

4.3. 定期点検の実施と評価

4.3.1. ①調査

①調査の対象は、定期点検対象としている約6,600基の街路灯であり、種類は、大型単独型、大型共架型、小型単独型である。

①調査は、地上からの直接目視（双眼鏡などの機器を使用する近接目視を含む）により調査を行い、損傷状況の把握を行う。

①調査において、変状等の疑いのある街路灯が確認された場合は、その対象街路灯に対して、②調査を実施する。

4.3.2. ②調査

②調査は、①調査時の評価により、変状等が確認された街路灯に対して、より詳細に状況を把握・調査し、評価することで、落下・倒壊等の事故を未然に防ぎ、街路灯の長寿命化と維持管理費用の低減を図る。

②調査の結果、修繕や修繕で対応することが適切でないことが確認された場合には、布設替えの検討を行い、予算確保等必要な措置を講じる。

4.3.3. 定期点検の頻度

定期点検は、初年度に①調査を実施し、②調査の必要性の可否や布設替えを要する街路灯を抽出したうえで必要な予算措置を行い、3年目に②調査や予防保全段階の措置等をそれぞれ実施することとし、複数年をかけて点検を実施する。また、複数の地区で①調査と②調査を並行させ、切れ間のない事業を進めることを基本とする。その結果は、それぞれ記録を残す。定期点検頻度のモデルパターンは表 4.1 を参照。



表 4.1 定期点検頻度のモデルパターン(イメージ)

(予防保全段階の措置 施工例) FRP*シートを用いた簡易工法

FRPシートを用いた簡易工法は、鋼管柱の根入れ部等の補修に用いる技術である。
シート自体に優れた粘着力を備え、紫外線により比較的短時間で硬化する特性を持ち、切り貼りが可能なため部分措置に最適であり、施工時の臭気が少ないことも特徴である。
主な用途として、鋼管柱根入れ部の補修（措置）に活用される。

*FRP：Fiber Reinforced Plastics（繊維強化プラスチック）

【特徴】

- ・迅速・簡単な施工：樹脂混合不要のシート状で、街路灯の曲面にも貼りやすく、紫外線により比較的短時間で硬化する
- ・低臭気・低公害：特有の臭気や有害物質（VOC）を抑えているため、人通りの多い場所や住宅街でも安心して施工できる
- ・強力な保護・防食：根入れ部の腐食（サビ）を防ぎ、衝撃や天候の変化にも強い耐久性が発揮できる
- ・安定した高品質：工場製造の均一なシートにより施工ムラが起きにくく、硬化後すぐに強度を出せる
- ・景観への配慮：施工後の塗装が可能で、周囲の色に合わせた綺麗な仕上げが可能となる

施工例(写真) 施工場所 町田市内



(施工前)
根入れ部で劣化（防食機能）した鋼管柱



(施工中)
FRPシートの巻き付け作業を実施



(施工後)
補強した鋼管柱



(塗装後)
塗装した鋼管柱

(早期措置 (事後保全) 段階の措置 施工例) FRPシップ工法

FRPシップ工法 (照明灯ポール等の鋼管柱の補修工法) は、根入れ部で老朽・腐食した鋼管の照明柱を補修 (措置) により更生する技術である。

アラミド繊維シートを鋼管柱の開口部から挿入して内面に貼り付け、シート内部にモルタルを充填することで、強度を向上させる複合一体型の補強工法である。

【特徴】

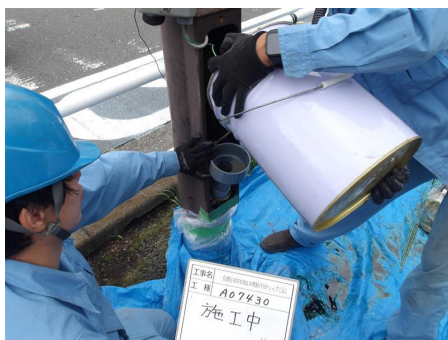
- ・ 補強部の耐久性が向上する
- ・ 補強部は、施工後管内が狭まるため、施工性が悪化する
- ・ 施工時に発生する廃棄物がある程度削減できる一方、撤去時はノーマル柱より廃棄物量が増加する

施工例(写真) 施工場所 町田市内



(施工前)

根入れ部で劣化 (腐食) した鋼管柱



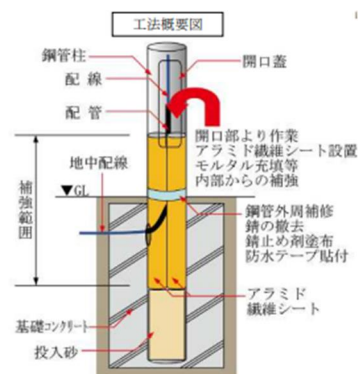
(施工中)

開口部よりアラミド繊維シートを設置し、モルタル充填の作業を実施



(施工後)

補強した鋼管柱



4.3.4. 健全度の評価

町田市では、健全度1と判定された街路灯については、構造物の機能に支障が生じていないことから適切な維持・管理がなされていると判断をする。

健全度2と判断された街路灯は、安全性、耐久性、使用性、景観性の低下は見られるが、構造物の機能には支障が生じていない状態であり、比較的軽微な措置を講ずることによって健全度2の状態を維持することを目指す。健全度3又は4と判定された街路灯は「措置が必要」であり、修繕や更新といった措置を実施することで、健全度1又は2に推移させることを目指す。健全度3及び4の区分について、健全度3は緊急措置の必要はないが早期に措置を講ずべきもの、健全度4は緊急措置が必要であり、損傷が進行していることから修繕や布設替えの措置を行うものを指す。健全度3及び4の街路灯については、措置を行うことで、健全度1若しくは2の状態に移行すると考える。

判定区分		状態	判定の基準	健全度
I	健全	構造物の機能に支障がなく、初期状態をほぼ維持している状態	異常なし	1
II	予防保全段階	構造物の機能に支障は生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態	鋼部材のサビ・塗膜剥がれ・変形、ボルトの緩み等	2
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、安全性の確保のため早期に措置を講ずべき状態	鋼部材のサビ・塗膜剥がれ・破断・折損等	3
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、安全性の大幅な低下、早急な更新が必要な状態	構造に穴あき倒壊 倒壊の可能性	4

表 4-2 施設の判定区分と健全度(再掲)

第5章 計画の実施による効果

5.1. 計画の実施による効果

5.1.1. 道路通行の安全性や信頼性の確保

対象施設の健全性を定期的な点検の実施と現状の把握をすることで、対象施設の安全性や健全性に配慮した計画的な維持管理を実施することができる。

対象施設の健全性の把握により、損傷が顕在化する前に補修を実施する予防保全型管理となり、健全な状態を維持し、倒壊等による第三者被害の防止や交通規制を伴う工事の減少など、市道の安全性や信頼性の確保及び大きな社会的・経済的な損失の回避や抑制につなげることができる。

5.1.2. コスト縮減

事後保全型維持管理から、健全性の低下前に修繕を実施する予防保全型維持管理への転換を進めることにより、維持管理費用のトータルコストの縮減を図ることができる。

2025年度に市が試算した結果を基に30年間のLCC (Life Cycle Cost^{*}) を予防保全型と事後保全型を試算比較 (累積比較) したところ、予防保全型維持管理を実施することで、約143百万円の事業費縮減の効果が見込まれる。

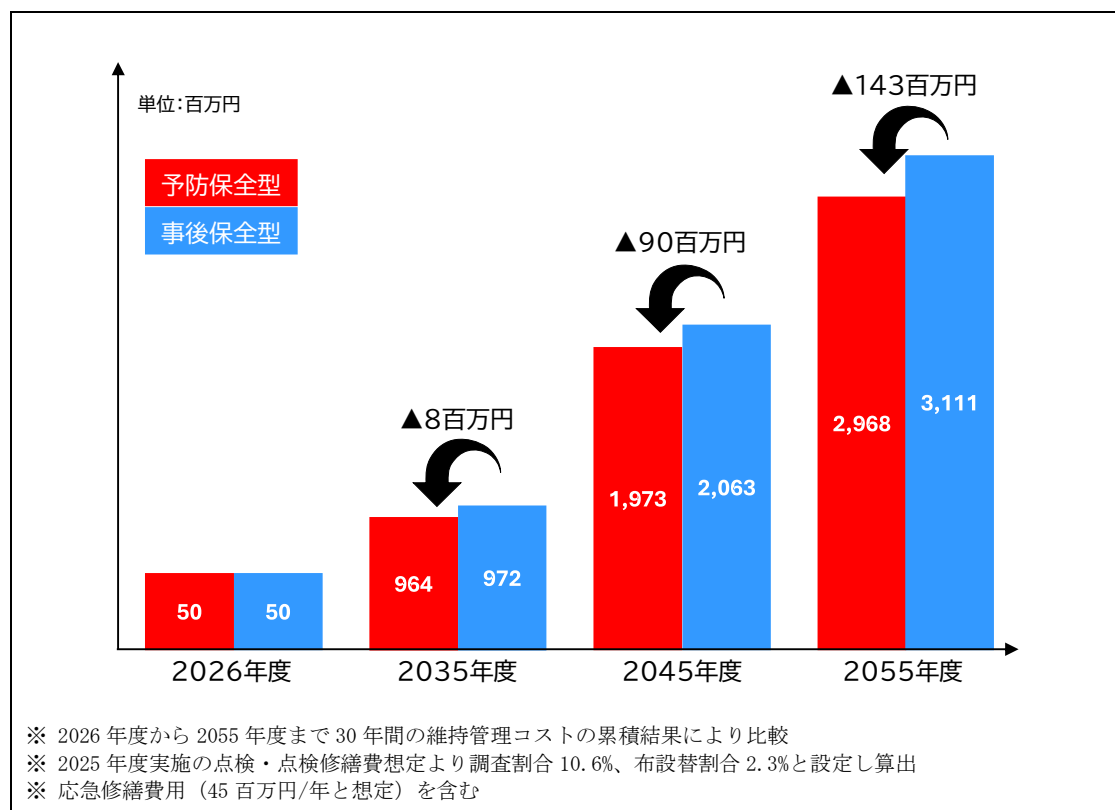


図 5.1 今後30年間のLCCの推計(試算)

^{*}Life Cycle Cost (ライフサイクルコスト): 建物、製品、設備などの取得(企画・設計・建設)から、運用・管理、修繕そして最終的な廃棄に至るまでの「生涯の総費用」のこと。初期費用(インシヤルコスト)だけでなく、将来的な維持・ランニングコストを含めた総額を最小化する設計・管理の考え方

5.2. 予防保全型による修繕時期の考え方

予防保全型維持管理の実施に際しては、道路通行の安全確保及びコスト縮減を図るため、損傷が深刻化する前の“健全度 2”段階での措置を基本とする。

対象施設の定期点検の結果、早期措置対象となる損傷（健全度 3）のほか、緊急措置の対象（健全度 4）が確認された場合は、措置対象として予算化若しくは、応急修繕対象として対策を行い、早期に道路利用者の安全性を確保する。

措置対応の優先順位は、健全度 4 の施設への対応を優先し、健全度 3 の施設は経過を観察しつつ、予算措置など計画的な対応を行う。

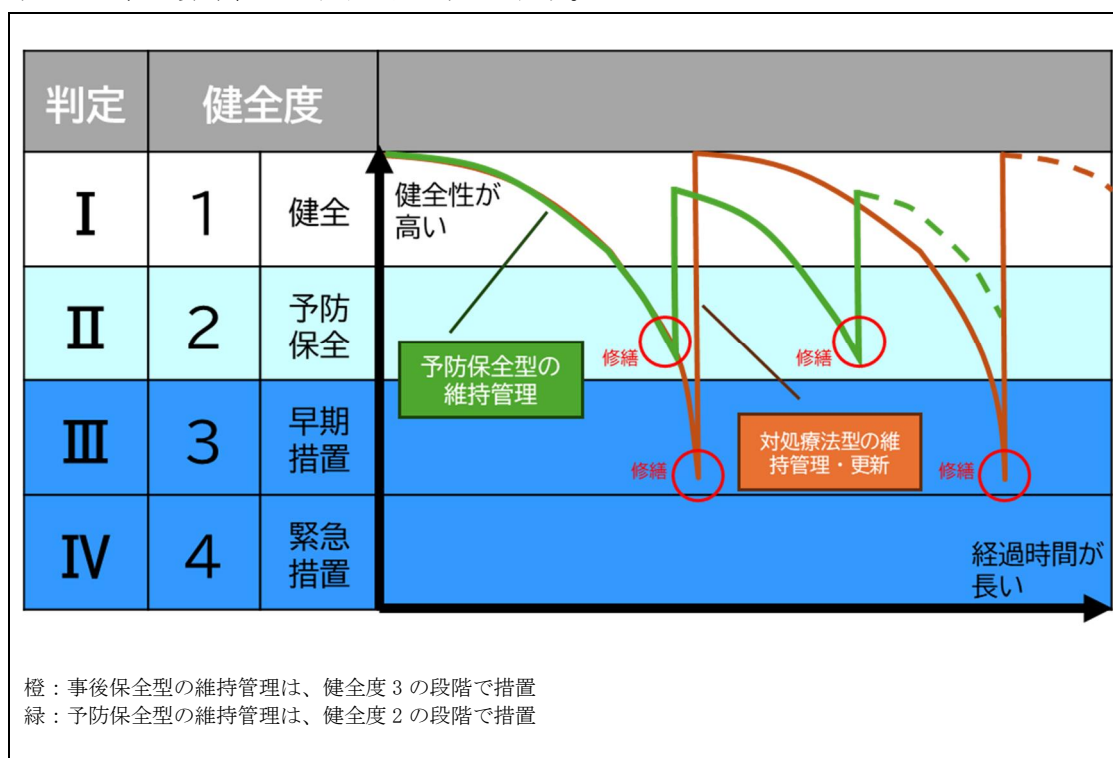


図 5.2 予防保全型による修繕時期の考え方(イメージ図)

第6章 今後の取組

6.1. 持続可能な管理体制の確立

街路灯の持続可能な管理体制を維持し、“壊れてから直す”ではなく、“壊れる前に守り”街路灯の安全で安心な運用を継続するために次のような視点で事業に取り組む。

- 予防保全の考え方にに基づき、不点灯や倒壊などの異常を未然に防ぐことを目的に、先行した修繕や更新に努め、道路利用者の安全で安心な道路環境を維持する
- 職員による日常的な外観目視点検の実施などにより、予算の効率化に取り組み、持続可能で安定的な事業とする
- 定期点検は、スクリーニング調査（①調査）と詳細調査（②調査）の2段階で点検を行うことで、比較的廉価な予算で点検や修繕を行う
- 点検の結果については、台帳等に適切に記録を残すことで、今後の修繕計画等の立案等の基礎データとして活用する

6.2. 新技術の活用を目指して

「地図情報まちだ」による位置情報の開示や町田市公式 LINE アカウントによる通報を活用するなど業務の効率化を推進する。

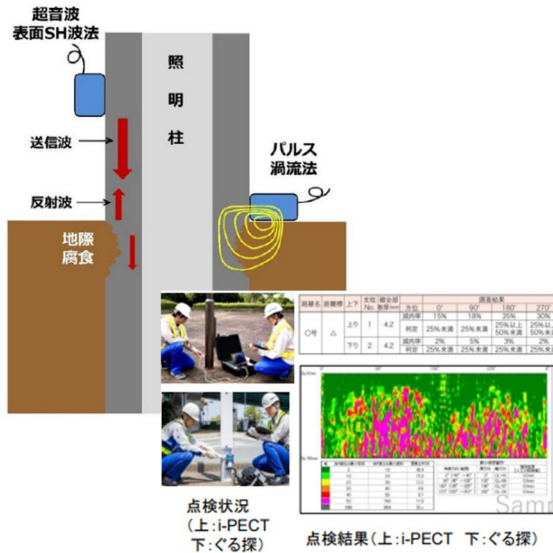
また、スクリーニング調査（①調査）や詳細調査（②調査）に対応するデジタル技術等の新技術を積極的に採用し、調査等の効率化を目指す。



図 6.1.1 新技術の活用例(業務効率化の分野)

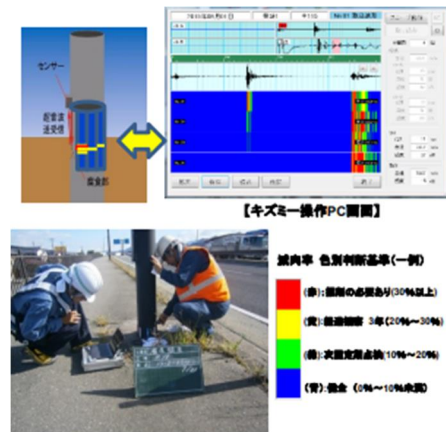
鋼製埋設部路面境界部の損傷判定、診断方法

パルス渦流法、超音波法を併用した路面境界部
(地際腐食) の非破壊検査システム



支柱路面境界部検査システム

キズミー I



パルス渦流法 (i-PECT)、超音波法のそれぞれの長所を活かし、道路附属物などの路面境界部などの路面境界部の腐食を掘削せずに点検する技術。センサーを押し当てるだけで、短時間で点検できる i-PECT で腐食有無を判断後、カラーマップ表示による詳細点検を行う。

超音波を使用して支柱路面境界部の検査を行う技術。従来は掘削後にも区市及び超音波厚さによる検査で対応していたものが、掘削・復旧作業が不要となることで、工期短縮・安全性の向上等に期待できる。

出典) 国土交通省 HP

図 6.1.2 新技術の活用例(調査効率化の分野)